

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	子どもシェルター新設事業
申請事業名(副)	虐待などで家に居場所がない10代の若者に緊急避難と支援の場を

申請事業の種類1	①草の根活動支援事業
申請事業の種類2	①-1 全国ブロック
申請事業の種類3	
申請事業の種類4	
申請団体名	パブリックリソース財団

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	分野①	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援;② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
領域②		分野②	
領域③		分野③	
領域④		分野④	

その他の解決すべき社会の課題	
----------------	--

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	虐待など、親による安定した養育環境がない子どもたちは、その人生において貧困から抜け出せないことが容易に起こる。親からのサポートがなくても自立して豊かな人生を歩むための支援につなげる
4.すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	親からの支援が得られずぜい弱な立場にある子どもたちが、教育の機会を得られるような支援につなげる
5.ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	性的虐待により家に居られなくなった女子が緊急避難し、必要な支援を受けられる場を提供する。また、家に居場所がない女子が体を売って夜露をしのぐことがないように、十分な数のシェルターが必要である。

実施時期	2021年11月～2025年3月	直接的対象グループ	虐待などで家に居場所がない10代の若者	間接的対象グループ	子どもシェルター新設を担う人
対象地域	全国	人数	12名×5カ所×2年間=120名	人数	弁護士等5～10名、社会福祉士等5～10名

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的

当財団のミッションは、「意志ある寄付で社会を変える」という革新的な寄付文化の醸成である。社会貢献を考える市民や企業と、効果的な活動を行うNPO、社会的企業を、寄付によってつなぎ、助成金、奨学金、表彰、人材育成、調査研究など様々な社会的事業を立案、実施することを通じ、所得の1%がソーシャルセクターで活用される社会の実現をビジョンに掲げ、活動している。

(2)申請団体の概要・活動・業務

寄付者の志をしっかりと聴くことを原点に、寄付金を活用した、助成事業の実施にあたっては、資金を提供するだけでなく、組織診断、メンター派遣、テクニカルアシスタンス、マネジメントコンサルティングなど各種の非資金的支援を併行して実施することで、インパクトを高めることを目指している。また成果評価にもSROIなど様々な手法を取り組み、寄付者に対して寄付の手ごたえを感じてもらうことを目指している。

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要

虐待など、親による安定した養育環境がない15~20歳の子ども達が「今夜泊まるところがない」という過酷な状況に置かれたとき、唯一の緊急避難先となるのが民間の「子どもシェルター」である。現在は全国に20ヵ所のみで、家出をしてホームレス状態になったり、体を売って夜露をしのいだりといった若者に支援の手が届いていない。特に児童相談所の対象年齢を超えた18歳19歳の若者が社会的養護の挟間で取り残されている。

(2)社会課題詳述

15歳~20歳未満の子どもたちのための緊急避難先である「子どもシェルター」は、18都道府県に20ヵ所しかなく、過酷な状況に追い込まれた子どもたちの行き場が足りていないことが課題となっている。

なぜ「子どもシェルター」が必要なのか

通常、虐待を受けた子どもたちは児童相談所により一時保護される。しかし、一時保護の対象年齢は18歳未満の子どもで、18歳19歳の子どもたちの緊急避難先は子どもシェルター以外にはない。一時保護の対象年齢であっても、児童養護施設は10代からの入所は難しい。家出をして友人宅に寝泊りしたりホームレス状態になったりといった子どもたちは、支援の手がないと、容易に暴力団や売春などにつながってしまう。

家庭での親子関係がこじれたり、虐待により安全に暮らせなくなったり、就労につまずいて野宿やネットカフェを転々としたり、少年事件を起こして家庭からの引き取りを拒否されて行き場を失っててしまったりした子どもたちが、シェルターに保護を求めて駆け込んでくる。

子どもシェルターの機能と課題

子どもシェルターの入所期間は通常数日~2ヵ月程度で、職員やボランティアスタッフと寝食を共にし、家庭的な生活を送りながら、今後の見通しについて社会福祉士などのスタッフや子ども担当弁護士と話し合う。

子どもたちのニーズは多様で、親との適度な距離が必要な場合は、誰かに間に入らせてもらおうことで家に戻れるケースもある。暴力などで家に居られず住む場所が必要という場合、シェルターから自立援助ホームに移って職に就き、やがてアパートを借りて自立するケースもある。最近特に増えているのは、過酷な環境から精神的に疲れていて休む場所が必要だったり、うつ状態でケアが必要だったりするケースである。働くことを前提とした自立援助ホームでは支援が難しく、子どもシェルターがその受け皿になっているのが実情である。

(3)課題に対する行政等による既存の取組み状況

虐待など、親による安定した養育環境がない子どもたちに対しては、行政等による既存の取り組みとして、児童相談所の一時保護や、児童養護施設などの福祉施設、就職を前提とした支援を行う自立援助ホームがある。しかし15～20歳の子どもたちの緊急避難先としては機能しにくい。2011年から自立援助ホームの枠組みで子どもシェルターの運営費の一部に公的補助が入るようになったが、新規設立の費用はカバーされない。

(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況

幹事団体は、「大和証券グループ 輝く未来へ こども応援基金」「子ども団体等緊急支援基金」「ゴールドマン・サックス緊急子ども支援基金」等の助成事業を通じて、経済的に困難な子どもたちへの支援を行ってきた。構成団体である子どもシェルター全国ネットワーク会議は、全国で子どもシェルターを運営する会員から成る組織で、新規シェルターの立ち上げ支援や、「子どもシェルター 立ちあげブック」を発行するなどの実績がある。

(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

社会的養護制度のすき間で苦しんでいる15歳～20歳前後の子どもたちが緊急避難し、自立に向けた支援を受けられる場所は全国に必要である。現在その数は足りておらず、新たに子どもシェルターを立ち上げ、その担い手を育成し、持続的な運営を可能にする資金調達ができる環境を整備することで、子ども達は自分らしい人生への第一歩を踏み出すことができる。

III.申請事業

(1)申請事業の概要

子どもシェルターが設置されていない人口50万人以上の地域を優先して、最大5件の子どもシェルターを新たに設置する。実行団体として想定するのは、弁護士や社会福祉士を中心に、居場所のない子どもたちの緊急避難所として子どもたちの利益を最優先に考え、シェルターを運営していくことを希望する法人や任意団体である。資金分配団体は、そのノウハウとネットワークを駆使して、実行団体がシェルターを開設し、持続的に運営していくための資金的・非資金的支援を行う。拙速にシェルターを立ち上げて行き詰ったりすることの無いよう、きめ細かな伴走支援を行う。

具体的には、1年目には実行団体がシェルター開設に向けた計画を作り、物件探しや職員の採用活動を行い、各地域での環境整備を行うことを想定して、資金分配団体は組織基盤強化の支援や、ノウハウの提供などを行う。2年目には、実行団体のシェルター開設を想定して、職員研修を中心にサポートする。3年目は、実行団体が円滑にシェルターを運営していくための振り返りや改善の支援、集合研修の実施、継続的にシェルターの運営や開設の支援を行っていくための体制強化、資金調達、アドボカシー等に力を入れる。

(2)インプット

資金	①事業費 (自己資金含む) ¥105,062,400	内訳：実行団体への 助成金等充当額 ¥85,000,000	管理的経費 ¥20,062,400	②プログラム・オフィサー関連経費 ¥27,114,000	③評価関連経費 ¥4,952,000	④助成金申請額 ¥135,679,946	⑤補助率 94.6
----	----------------------------------	-------------------------------------	----------------------	---------------------------------	-----------------------	-------------------------	--------------

(3)活動(資金支援)

事業活動 0年目	・子どもシェルターが設置されていない都道府県や人口50万人以上の地域を優先して、子どもシェルターの開設を希望する団体や準備会を公募する。審査のプロセスにおいて10団体程度は面談を行い、実現可能性を確認した上で、第三者の専門家による審査を行い、最大5団体を選考する。 ・選考された実行団体に対し、以下を行うための資金支援（助成金の提供）を行う。	時期 2022年1月～3月
事業活動 1年目	実行団体が以下を行うための資金支援を行う。 ・子どもシェルター開設のための具体的なノウハウを得るために、経験豊富な子どもシェルターから講師を招いて運営者研修を行う。また、他地域から学ぶために全国会議に参加する。 ・実行団体において、自治体の認可を受けるための準備を行う（計画策定、相談、申請、認可されるための調査や資料作成など） ・物件探しや職員の確保を行う。各実行団体の地域市民の理解獲得のための講演会やシンポジウムの開催、まだ法人化していない団体の場合は、NPO法人立ち上げシンポジウムを開催する。	2022年4月～2023年3月
事業活動 2年目	実行団体が以下を行うための資金支援を行う。 ・職員を対象とした研修を行う。また、他のシェルターを視察したり、OJT研修を受けたり、近隣の児童福祉関連施設等を見学するなど、シェルター開設に向けた他の職員研修も行う。 ・開設準備として、物件の改修工事や、家具家電の調達、日用品などを揃える。また、ボランティースタッフ向けの講習会や面接、そのほか必要な開設準備の書類作業などを行う。 ・地域からの理解を得、資金調達を行うために必要なHPを作成する。	2023年4月～2024年3月
事業活動 3年目	実行団体が以下を行うための資金支援を行う。 ・円滑に子どもシェルターが運営できるよう、振り返りと改善を行う。 ・シェルターを運営しながら、子ども担当弁護士のための研修や、職員を対象としたシェルター開設後研修、運営者研修などのフォローアップ研修を受けるなど、子ども支援の専門性を高め、シェルター運営の基盤を強化する。 ・地域市民やマスコミに向けて子どもシェルターの活動報告をするために、イベントを開催する。	2024年4月～2025年3月

(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))		時期
事業活動 0年目	<ul style="list-style-type: none"> 子どもシェルターが設置されていない都道府県や人口50万人以上の地域を優先して、子どもシェルターの開設を希望する団体や準備会を公募する。審査のプロセスにおいて10団体程度は面談を行い、実現可能性を確認した上で、第三者の専門家による審査を行い、最大5団体を選考する。 実行団体を対象に、集合形式でオリエンテーションを行い、子どもシェルター設立に向けた計画の具体化の支援をする。 	2022年1月～3月
事業活動 1年目	<ul style="list-style-type: none"> 各実行団体の組織基盤強化支援を行う。 各実行団体が実施する運営者研修の企画支援、およびコーディネート支援を行う。 実行団体をふくめ、各子どもシェルターの現状やノウハウを共有するための全国会議を開催する。 既存の「子どもシェルター立ち上げブック」に加えて、立ち上げ後の運営マニュアルの作成を始める。 	2022年4月～2023年3月
事業活動 2年目	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ後の運営マニュアルを完成させ、実行団体や各方面に共有する。 職員を採用した実行団体が実施する職員研修の企画支援、およびコーディネート支援を行う。 実行団体をふくめ、各子どもシェルターの現状やノウハウを共有するための全国会議を開催する。 子ども担当弁護士のための集合研修を開催する。 	2023年4月～2024年3月
事業活動 3年目	<ul style="list-style-type: none"> 実行団体の職員や運営者を対象とした、シェルター開設後集合研修を企画・実施する。 組織基盤強化、環境整備の取組みを振り返りつつ、助成期間終了後も将来にわたって継続的に各地の子どもシェルターの運営支援や開設支援を行っていくための体制構築、ファンドレイジング、アドボカシーに取り組む。 	2024年4月～2025年3月

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
子どもシェルターがない地域のうち5カ所で、実行団体が子どもシェルター設立のための協力をあおぐことで、地域での協力体制が整う	弁護士会、児童相談所、自治体等との協力体制	なし	弁護士会による相談事業が拡充される、児童相談所と協定書を取り交わすなどの連携体制ができる、自治体に児童自立生活援助事業として届け出て受理される	2022年9月
上記の地域において、実行団体が運営体制づくりを進めることで、各子どもシェルターにおける運営体制が整う	5カ所の子どもシェルターで、運営ができる体制になる	なし	事務局長、財務担当、労務担当、物件・物品担当、広報担当、法人担当、ボランティア担当、といった運営に関する体制ができる。また、子どもたちの生活支援を行うスタッフを各シェルターで1名以上雇用する。ボランティアを5名以上採用する。	2023年4月
上記の地域において、新たに子どもシェルターが設立されることで、15歳～20歳の子どもたちが緊急避難し支援を受ける機能ができる。	5つの子どもシェルターが新設される	なし	5つの子どもシェルターが新設される	2023年9月
上記の地域において、子どもシェルターが新設されることにより、行き場を失った子どもたちが緊急避難できるようになる	子どもシェルターを利用する子どもたちの数	なし	子どもシェルター1か所あたりの平均年間利用者数：12名	2024年9月
実行団体のスタッフが育成されることで、シェルターを利用する子どもたちが安心で安全な生活環境を得られ、信頼できる大人との関係を築き、愛されていることの実感を得ることができるようになる。	子どもたちの満足度と、子どもたちの変化	なし	子どもシェルターを利用する子どもたち全員が、子どもシェルターを安心で安全な生活環境であると感じる。また、笑顔が増える、精神的に落ち着くなどの変化が確認できる。	2024年9月
上記の地域において、実行団体のスタッフが育成され地域とのネットワークを築くなど支援の質を上げることで、一人ひとりの子どもたちが、自分に合った退所後の落ち着き場所を手に入れることができるようになる	退所後の子どもたちの状態	なし	子どもシェルター退所後1年以上経過したとき、子どもたちが自分に合った環境で自立に向けて歩むようになっている	2025年3月
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
子どもシェルターがない地域のうち5カ所において、設立の意思を持つ実行団体に設立ノウハウを提供することで、子どもたちの緊急避難先としてのシェルターが新設される。	5つの子どもシェルターが新設される	なし	5つの子どもシェルターが新設される	2023年9月
上記の地域において、新設された子どもシェルターに運営ノウハウの提供を行うことで、子どもシェルターの理事が自信とやりがいを持って子どもシェルターの運営ができるようになる。	自信とやりがいを感じている理事の数	不安を感じている状態	一定数以上の理事が自信とやりがいを感じている	2024年9月
上記の地域において、新設された子どもシェルターに運営ノウハウの提供を行うことで、子どもたちと接するスタッフやボランティアが、自信とやりがいを持って子どもたちの支援ができるようになる。	自信とやりがいを感じているスタッフやボランティアの数	不安を感じている状態	スタッフやボランティア全員が自信とやりがいを感じている	2025年3月
上記の地域において、新設されたそれぞれの子どもシェルターが、休眠預金の助成が終わっても持続的に運営していくための道筋ができる。	資金調達を始めている	なし	年間500万円の資金を寄付、会費、助成金などで調達できるようになる	2025年3月
子どもシェルターがない都道府県において、シェルターネットが全国大会やMLの充実などにより呼びかけや相談を行うことで、子どもシェルターを新設するための機運が高まる	子どもシェルターがない都道府県で、子どもシェルター立ち上げの計画がスタートする	なし	新たに5カ所で計画がスタートする	2025年3月
(対象地域)において、(○○の活動結果)により(x x x)になる。				

(7)中長期アウトカム
事業終了後10年後に、人口50万人以上の都市には少なくとも1つの子どもシェルターの機能がある状態にする。 それにより、社会的養護制度の挟間で居場所をなくした若者へのセーフティーネットがある地域や社会になる。

IV. 実行団体の募集

(1) 採択予定実行団体数	5団体
(2) 実行団体のイメージ	子どもシェルターが設置されていない人口50万人以上の地域において、弁護士や社会福祉士などの専門職のかかわりを持ちながら、居場所のない子どもたちの緊急避難所として子どもたちの利益を最優先に考え、シェルターを運営していくことを希望する法人や任意団体。
(3) 1実行団体当たり助成金額	3年間の合計で1団体あたり上限1700万円（上限金額で、2022年度200万円、2023年度1000万、2024年度500万円などを想定。）
(4) 助成金の分配方法	公募により実行団体を募集し、第三者による審査委員会を経て実行団体を決定する。原則として、毎年審査委員会を開催し、計画の達成状況と次年度の計画の適切性を確認して、翌年度助成を認めるものとする。
(5) 案件発掘の工夫	公募のほか、過去に「子どもシェルター全国ネットワーク会議」の全国会議に参加してシェルター新設の相談をしたことがあるなど、子どもシェルターの立ち上げに関心がある弁護士などに声をかける。

V. 評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	2022年9月	2024年3月	2025年3月
実施体制	プログラムオフィサー及びプログラムディレクター、プログラムアシスタントが担当する。外部委託による調査を行う。	プログラムオフィサー及びプログラムディレクター、プログラムアシスタントが担当する。外部委託による調査を行う。	プログラムオフィサー及びプログラムディレクター、プログラムアシスタントが担当する。外部委託による調査を行う。
必要な調査	文献調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;定量データの収集	関係者へのインタビュー;直接観察;定量データの収集	アンケート調査;関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;ケーススタディ;直接観察
外部委託内容	文献調査;関係者へのインタビュー;その他	関係者へのインタビュー	アンケート調査;関係者へのインタビュー;定量データの収集;その他

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	<p>幹事団体：プログラムディレクター1名：事業統括、構成団体との連絡調整。プログラムオフィサー1名：JANPIAとの連絡調整、実行団体の伴走支援。ほか、プログラムアシスタント、経理担当、広報担当を配置。</p> <p>構成団体：プログラムオフィサー1名：実行団体および外部人材とのマッチング、連絡調整、全国会議の実施、シェルター運営マニュアルの作成、相談体制の円滑運営、など。</p> <p>外部人材：子どもシェルター運営経験者として、個別相談や研修講師などにより実行団体を支援。</p>
(2)コンソーシアム利用有無	コンソーシアムで申請する
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	<p>幹事団体：公益財団法人パブリックリソース財団、構成団体：子どもシェルター全国ネットワーク会議 プログラムディレクター1名：事業統括・監督者（幹事団体） プログラムオフィサー2名（幹事団体1名、構成団体1名）：事業責任者 資金分配団体委託の外部人材：実行団体を対象とした集合研修の講師など 実行団体委託の外部人材：ファンドレイジング、実行団体で行う研修会の講師など</p>
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>□幹事団体 ◆ガバナンス 評議員（11名）、理事（8名）、監事（2名） ◆コンプライアンス 委員会（3名）、外部通報窓口：弁護士1名 内部通報窓口：専務理事・事務局長、理事の中に担当1名 ◆利益相反は、理事会においてチェックシステムを整備 □構成団体 ◆ガバナンス 総会（会員全体）、理事（11名）、監事（1名） ◆コンプライアンス 委員会（7名）、理事の中に担当1名 ◆利益相反は、理事会においてチェックシステムを整備</p>

VII.出口戦略と持続可能性

(1)資金分配団体	幹事団体：中間支援組織としては既に自立、自走している。本事業の自立化に関しては、弊財団のオンライン寄付サイトでの資金調達に継続的に取り組む計画である。また本事業期間中を通じ、JANPIAや経団連と協働し、当該基金の助成先団体に対し、賛同企業からのマッチング寄付や物品の寄贈を行う仕組みづくりに取り組む。 構成団体：本事業を通して、子どもシェルターのネットワーク団体として、さらに新規の子どもシェルターの開設を支援できる体制と資金調達の仕組みを整える。
(2)実行団体	各子どもシェルターが、各自治体において児童自立生活援助事業に位置付けられることで、措置費を運営費の一部に充てられるようにする。 弁護士会ほか広く一般に寄付を呼び掛けて、措置費ではカバーできない運営費をカバーするための寄付金を毎年調達できるようなしくみと体制を構築する。

VIII.広報、外部との対話・連携戦略

(1)広報戦略	休眠預金活用に対する理解をいただくために、助成先募集、助成先決定、助成結果など段階を追って公表可能な場面をとらえて情報発信を行う。基本的ツールとしては、弊財団データベースを活用して、寄付者・関係企業へのメルマガやマスコミのパブリシティ活用、ホームページやSNS等の活用を行う。期待される効果としては、NPOや国民の休眠預金活用事業に対する理解と、浸透潜在的寄付者層への新たな寄付の喚起が期待できる。
(2)外部との対話・連携戦略	弊財団のオンライン寄付サイトGiveOneに本申請事業の実行団体のプロジェクトを掲載し、広く個人、企業から寄付を募る。寄贈賛同企業、およびJANPIAの推薦する企業と協働して、現物寄付、企業等の本業を生かした参加を促進する。個人寄付者、企業、金融機関、研究者、政府・自治体職員、政治家など幅広く呼びかけを行い、休眠預金事業の成果について報告会を開催する。

IX. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果

弊財団は多数の助成プログラムがあるが、ここでは主要な「基金による助成事業」についてのみ記載する。

「ふくしま未来基金」「未来づくり助成」は福島の未来を支える中核的な団体への2か年継続助成で300万円の助成+50万円分のコンサルタント委託費用の支援。「まちづくり草の根助成」は心と生活の復興に貢献する活動への助成で100万円の助成。各団体に対してロジックモデル作成、組織診断の実施、定期的な現場訪問・アドバイスなどの伴走支援を実施。2015年～2019年助成総額86,645,860円、延べ85団体。

キヤノンマーケティングの「未来につなぐふるさと基金」は生物多様性の保全・啓発に市民参加型で取り組む活動団体に助成し、2015年～2019年助成総額40,757,423円、延べ66団体。参加型プログラムに参加したボランティア5,574人。

大和証券グループの「輝く未来へ こども応援基金」は、貧困状況にある子どもの環境改善や貧困の連鎖を防止することを目的に、子どもの支援するチャレンジングな仕組みづくりに対し、事業を持続可能にする「事業開発段階」を支援するユニークな助成。2017年～2019年の実績は助成総額39,950,000円 延べ15団体。

女性支援に特化した「あい基金」は、寄付者参加の公開プレゼンを経て、東北被災地で女性の就業の場づくりを行う団体に助成。助成団体を定期的に訪問し相談や助言の伴走支援を実施。団体の活動現場ツアーも開催。2016年～2019年の実績は助成総額4,300,000円、延べ7団体。

ゴールドマン・サックス基金では、子どもの貧困問題に取り組む団体を支援。2019年度は、Give One登録団体の中から、NPO法人「Learning for All (LFA)」同団体が展開する学習支援などのプログラム開発を支援するため2019年は助成金107,520,398円を支出した。

(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

構成団体である子どもシェルター全国ネットワーク会議は、子どもシェルターを運営する団体にて2011年より組織され、全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体の設立支援、経験交流、研修、連携協力等を目的に活動を行ってきた。これまで9回の全国会議と、12団体の設立支援を行った。日常的にメーリングリストを活用して相互の課題解決方法の検討や、情報提供を行い、近隣の子どもシェルターと子どもの援助活動において協働・連携することもある。またそれまで子どもシェルターは公的補償がなく、寄付収入に頼る不安定な運営を余儀なくされていたが、ネットワークとして厚生労働省に対し、子どもシェルターの制度化を要望し、2012年2月に子どもシェルターが児童福祉法の児童自立生活援助事業の一類型として認可され、一定の公費収入が得られるようになった。

2004年より子どもシェルターを先駆的に運営してきた社会福祉法人カリヨン子どもセンターに事務局を置き、全国21カ所（2021年6月現在）の子どもシェルターと連携している。

2019年には、和歌山において、シェルター未設置地域からの有志を含む全国26団体約130人が参加して2日間にわたる全国会議を開催した。2020年には、コロナ禍においても活動の歩みをとどめることなく、オンライン全国会議を開催した。例年、全国会議では、新しく立ち上げられたシェルターやこれから立ち上げようという団体からの課題や質問、厚労省子ども家庭局家庭福祉課の方からの児童福祉法改正のポイントなどの報告、子どもシェルターを安定的に運営するための方策の検討、職員や弁護士の経験交流と研修、全国各県にシェルターの輪を広げていくための議論などを行っている。

2018年は、子どもシェルターを新しく立ち上げるためのノウハウ集である「子どもシェルター立ちあげブック」を発行した。200部を発行し、全国の弁護士会単位会ならびに子どもシェルター立ち上げに関心をもつ有志方に配布した。

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	子どもシェルター全国ネットワーク会議には、子どもシェルターがない地域から「新設したい」という声が寄せられてきたが、費用面と体制面で実現が難しかった。本事業では、公的支援のないシェルター新設経費やスタッフの人材育成費用を助成するとともに、ネットワーク会議に蓄積してきたシェルター運営や地域連携ノウハウを提供する。これによりシェルターの新設を可能にするとともに、子ども達にとって必要な施設として、持続的な運営ができるように支援する。さらに将来的な子どもシェルター数の拡充をはかっていく。
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	
(3)イノベーション企画支援事業	
(4)災害支援事業	

以上